

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○職員のサービスの宣誓に関する規則を廃止する規則	人 事 課
◎ 告 示	
・漁船損害等補償法に基づく付保義務発生（4件）	漁 業 振 興 課
・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立	水 産 経 営 課
○公金取扱銀行の事務取扱区分の一部改正	会 計 課
◎ 公 告	
・クリーニング師試験の実施	生 活 衛 生 課
・大規模小売店舗の変更事項届出	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	経 営 支 援 課
◎ 公安委員会告示	
・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	運 転 免 許 管 理 課
・運転免許取得者教育の認定機関の変更の届出	〃
・指定講習機関の変更の届出	〃
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施	長崎県公立大学法人

規 則

職員のサービスの宣誓に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第73号

職員のサービスの宣誓に関する規則を廃止する規則

職員のサービスの宣誓に関する規則（昭和26年長崎県規則第69号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

長崎県告示第513号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区

について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

加入区

獅子加入区

長崎県告示第514号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

加入区

黒瀬加入区

長崎県告示第515号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

加入区

新星鹿加入区

長崎県告示第516号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めた。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

加入区

島原加入区

長崎県告示第517号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る同意については、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、公示する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

加 入 区 の 名 称	漁 業 の 区 分
石田町加入区	第2号漁業
上県町加入区	はえなわ式あなごかご漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）
上県町加入区	久原の区域の小型合併漁業（主として延縄を営む漁業。）及び一般釣り漁業（使用する漁船の総トン数が10トン以上20トン未満であるものをいう。）

長崎県告示第518号

公金取扱銀行の事務取扱区分（昭和39年長崎県告示第172号）の一部を次のように改正し、令和3年7月26日から適用する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前																																																																																				
1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい	1 県公金の収納及び支払の事務を取り扱う公金取扱銀行の本店、支店又は出張所の名称、位置及びその取扱部局又はかい																																																																																				
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>取扱部局又はかい</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行北支店</td><td>長崎市<u>五島町</u></td><td>長崎警察署</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行諫早支店</td><td>諫早市<u>八坂町</u></td><td>諫早食肉衛生検査所、諫早警察署、諫早高等学校附属中学校、諫早高等学校、諫早農業高等学校</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行佐世保本店</td><td>佐世保市島瀬町</td><td><u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校、佐世保警察署</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行大村支店</td><td>大村市東三城町</td><td>消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、<u>長崎図書館、大村警察署</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行北支店	長崎市 <u>五島町</u>	長崎警察署	略			略			略			略			略			十八親和銀行諫早支店	諫早市 <u>八坂町</u>	諫早食肉衛生検査所、諫早警察署、諫早高等学校附属中学校、諫早高等学校、諫早農業高等学校	略			十八親和銀行佐世保本店	佐世保市島瀬町	<u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校、佐世保警察署</u>	略			十八親和銀行大村支店	大村市東三城町	消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、 <u>長崎図書館、大村警察署</u>	略			<table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>取扱部局又はかい</th></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行北支店</td><td>長崎市<u>大黒町</u></td><td>長崎警察署</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行佐世保中央支店</td><td>佐世保市松浦町</td><td><u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行大村中央支店</td><td>大村市本町</td><td><u>長崎図書館</u></td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行諫早支店</td><td>諫早市本町</td><td>諫早食肉衛生検査所、諫早警察署、諫早高等学校附属中学校、諫早高等学校、諫早農業高等学校</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行佐世保本店</td><td>佐世保市島瀬町</td><td>佐世保警察署</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td>十八親和銀行大村支店</td><td>大村市東三城町</td><td>消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、大村警察署</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	名称	位置	取扱部局又はかい	略			十八親和銀行北支店	長崎市 <u>大黒町</u>	長崎警察署	略			十八親和銀行佐世保中央支店	佐世保市松浦町	<u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校</u>	略			十八親和銀行大村中央支店	大村市本町	<u>長崎図書館</u>	略			十八親和銀行諫早支店	諫早市本町	諫早食肉衛生検査所、諫早警察署、諫早高等学校附属中学校、諫早高等学校、諫早農業高等学校	略			十八親和銀行佐世保本店	佐世保市島瀬町	佐世保警察署	略			十八親和銀行大村支店	大村市東三城町	消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、大村警察署	略		
名称	位置	取扱部局又はかい																																																																																			
略																																																																																					
十八親和銀行北支店	長崎市 <u>五島町</u>	長崎警察署																																																																																			
略																																																																																					
略																																																																																					
略																																																																																					
略																																																																																					
略																																																																																					
十八親和銀行諫早支店	諫早市 <u>八坂町</u>	諫早食肉衛生検査所、諫早警察署、諫早高等学校附属中学校、諫早高等学校、諫早農業高等学校																																																																																			
略																																																																																					
十八親和銀行佐世保本店	佐世保市島瀬町	<u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校、佐世保警察署</u>																																																																																			
略																																																																																					
十八親和銀行大村支店	大村市東三城町	消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、 <u>長崎図書館、大村警察署</u>																																																																																			
略																																																																																					
名称	位置	取扱部局又はかい																																																																																			
略																																																																																					
十八親和銀行北支店	長崎市 <u>大黒町</u>	長崎警察署																																																																																			
略																																																																																					
十八親和銀行佐世保中央支店	佐世保市松浦町	<u>佐世保北中学校、佐世保北高等学校</u>																																																																																			
略																																																																																					
十八親和銀行大村中央支店	大村市本町	<u>長崎図書館</u>																																																																																			
略																																																																																					
十八親和銀行諫早支店	諫早市本町	諫早食肉衛生検査所、諫早警察署、諫早高等学校附属中学校、諫早高等学校、諫早農業高等学校																																																																																			
略																																																																																					
十八親和銀行佐世保本店	佐世保市島瀬町	佐世保警察署																																																																																			
略																																																																																					
十八親和銀行大村支店	大村市東三城町	消防学校、工業技術センター、大村高等学校、大村城南高等学校、大村工業高等学校、大村特別支援学校、教育センター、大村警察署																																																																																			
略																																																																																					
2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置	2 部局及び各かいに係る県公金の収納の事務を取り扱う公金取扱銀行の名称及び位置																																																																																				
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>十八親和銀行東長崎中央支店</td><td>長崎市矢上町</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>十八親和銀行野母中央支店</td><td>長崎市野母町</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>十八親和銀行壱岐中央支店</td><td>壱岐市郷ノ浦町</td></tr></table>	名称	位置	略	略	十八親和銀行東長崎中央支店	長崎市矢上町	略	略	十八親和銀行野母中央支店	長崎市野母町	略	略	十八親和銀行壱岐中央支店	壱岐市郷ノ浦町	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>十八親和銀行東長崎中央支店</td><td>長崎市矢上町</td></tr><tr><td><u>十八親和銀行大波止支店</u></td><td><u>長崎市五島町</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>十八親和銀行野母中央支店</td><td>長崎市野母町</td></tr><tr><td><u>十八親和銀行諫早中央支店</u></td><td><u>諫早市八坂町</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>十八親和銀行壱岐中央支店</td><td>壱岐市郷ノ浦町</td></tr><tr><td><u>十八親和銀行対馬中央支店</u></td><td><u>対馬市厳原町</u></td></tr></table>	名称	位置	略	略	十八親和銀行東長崎中央支店	長崎市矢上町	<u>十八親和銀行大波止支店</u>	<u>長崎市五島町</u>	略	略	十八親和銀行野母中央支店	長崎市野母町	<u>十八親和銀行諫早中央支店</u>	<u>諫早市八坂町</u>	略	略	十八親和銀行壱岐中央支店	壱岐市郷ノ浦町	<u>十八親和銀行対馬中央支店</u>	<u>対馬市厳原町</u>																																																		
名称	位置																																																																																				
略	略																																																																																				
十八親和銀行東長崎中央支店	長崎市矢上町																																																																																				
略	略																																																																																				
十八親和銀行野母中央支店	長崎市野母町																																																																																				
略	略																																																																																				
十八親和銀行壱岐中央支店	壱岐市郷ノ浦町																																																																																				
名称	位置																																																																																				
略	略																																																																																				
十八親和銀行東長崎中央支店	長崎市矢上町																																																																																				
<u>十八親和銀行大波止支店</u>	<u>長崎市五島町</u>																																																																																				
略	略																																																																																				
十八親和銀行野母中央支店	長崎市野母町																																																																																				
<u>十八親和銀行諫早中央支店</u>	<u>諫早市八坂町</u>																																																																																				
略	略																																																																																				
十八親和銀行壱岐中央支店	壱岐市郷ノ浦町																																																																																				
<u>十八親和銀行対馬中央支店</u>	<u>対馬市厳原町</u>																																																																																				

略	略	略	略
3及び4	略	3及び4	略

公 告

クリーニング師試験の実施（公告）

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、令和3年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 令和3年10月11日（月曜日）午前10時から
- (2) 会 場 長崎県庁
- (3) 所在地 長崎市尾上町3番1号

2 試験の方法及び科目

- (1) 学科試験
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (2) 実技試験
 - 洗たく物の処理に関する技能（しみ識別、繊維識別）

3 受験資格

- (1) 中学校卒業又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の2年の課程を終えた者又はクリーニング業法施行規則の一部を改正する省令（昭和30年厚生省令第21号）附則第2項の規定によりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

4 受験手続

- (1) 提出する書類
 - ア 受験願書
 - イ 写真（出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影したサイズ縦4.5cm横3.5cmのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
 - ウ 履歴書
 - エ 受験資格を有する者であることを証する書類（卒業証明書等）
- (2) 受験手数料 7,000円
長崎県収入証紙を受験願書に貼付すること。
- (3) 提出先
受験者の住所を管轄する保健所。ただし、長崎県外に居住する者は、長崎県県民生活環境部生活衛生課（〒850-8570長崎市尾上町3番1号）。
- (4) 受付期間
令和3年8月10日（火曜日）から8月27日（金曜日）まで
受付時間は、前記期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時までとする。

5 受験票の送付

受験票は、長崎県県民生活環境部生活衛生課から直接受験者に送付する。

6 合格者の発表

令和3年10月29日（金曜日）に、長崎県庁1階エントランスホール及び県のホームページに合格者の受験番号を掲示して発表するとともに、合格者に文書で通知する。

7 その他

この試験についての受験手続、その他不明な点は、最寄りの保健所又は長崎県県民生活環境部生活衛生課（電話095-895-2363）に問い合わせること。なお、文書による問い合わせには、必ず返信用切手を同封すること。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス松浦店
長崎県松浦市志佐町浦免字沖新田990番地 外5筆
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社 コスモス薬品
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- (3) 変更しようとする事項
 - ①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)
午前10時
(変更後)
午前9時
 - ②来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)
午前9時30分から午後10時30分
(変更後)
午前8時30分から午後10時30分
- (4) 変更の年月日
令和3年8月1日

2 届出年月日

令和3年7月5日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び松浦市地域経済活性化課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和3年7月20日

長崎県知事 中村 法道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ時津店

長崎県西彼杵郡時津町日並郷2195-53

2 届出の概要

駐車場の収容台数及び自動車の出入口に関する届出事項の変更

3 意見書の概要

(1) 意見書を提出した者

時津町長 吉田 義徳

(2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部経営支援課及び時津町産業振興課

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第26号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イ並びに技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条及び第10条の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を実施するので、規則第2条（規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のように公示する。

令和3年7月20日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

1 審査の種類

- (1) 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種、普通二種）
- (2) 教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引、大型二種、中型二種、普通二種）

2 受審資格

(1) 技能検定員審査

法第99条の2第4項第2号に規定する者

(2) 教習指導員審査

法第99条の3第4項第2号に規定する者

3 審査の実施日時

令和3年8月24日（火）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時まで

4 審査の実施場所

長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場

5 審査の申請

(1) 必要書類等

ア 審査申請書 1通

イ 審査の種類に応じ、次のものを提示すること。

- ㍑ 技能検定員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引）、教習指導員審査（大型、中型、準中型、普通、大特、大自二、普自二、^{けん}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- ㍑ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- ㍑ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）
- ㍑ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許

又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

(㌥) 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

(㌦) 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

(㌧) 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

ウ 規則第17条に定める審査細目の一部免除の適用を受ける者については、当該適用を受けることを証する書面

(2) 審査手数料

ア 技能検定員

(㌦) 大型免許・中型免許・準中型免許 23,400円

(イ) 普通免許 19,500円

(ウ) 第二種免許 21,500円

(エ) その他の免許 14,700円

イ 教習指導員

(㌦) 大型免許・中型免許・準中型免許 14,550円

(イ) 普通免許 11,850円

(ウ) 第二種免許 12,450円

(エ) その他の免許 9,650円

※ 審査細目の一部を免除される場合は、上記額から一定の手数料を減額する。

(3) 申請書類等の提出先

長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

6 審査申請書の受理期間

公示日から令和3年8月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで）とする。

7 審査の細目

審査の細目は、別表のとおりとする。

8 その他

(1) 審査で使用する車両については、各自用意するものとする。

(2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。

(3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係

郵便番号 856-0817

所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5

電話番号 0957-53-2128

別表

区 分 種 類	免 種	審 査 細 目
技 能 検 定 員	第 一 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

教 習 指 導 員	第 二 種	1 技能検定に関する技能 (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 2 技能検定に関する知識 (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識
	第 一 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 (1) 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教育についての知識
	第 二 種	1 教習に関する技能 (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習に必要な教習の技能 2 教習に関する知識 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

長崎県公安委員会告示第27号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年7月20日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

名称及び住所並びに代表者の氏名		認定教育に使用する施設の名称及び所在地
変更後	変更前	・川棚自動車学校 ・東彼杵郡川棚町百津郷296番地37
・株式会社カワタナ ・東彼杵郡川棚町百津郷296番地37 ・下田 定道	・株式会社川棚自動車学校 ・東彼杵郡川棚町百津郷296番地37 ・下田 定道	

長崎県公安委員会告示第28号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

令和3年7月20日

長崎県公安委員会委員長 川口 博樹

名称及び住所並びに代表者の氏名		特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
変更後	変更前	・川棚自動車学校 ・東彼杵郡川棚町百津郷296番地37
・株式会社カワタナ ・東彼杵郡川棚町百津郷296番地37 ・下田 定道	・株式会社川棚自動車学校 ・東彼杵郡川棚町百津郷296番地37 ・下田 定道	

雑 報

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付すので、次のとおり公告する。

令和3年7月20日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

長崎県立大学シーボルト校アネロイド血圧計 一式の調達

(2) 調達物品の特質等

詳細は入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年12月10日（金）

(4) 納入場所

長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1 長崎県立大学シーボルト校

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程（平成17年規程第19号）第3条の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) ア又はイに該当する者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格を得ていること。

(3) この公告の日から9の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から9の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

2の(2)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、2の(2)のイの資格を得るため、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、4の部局へ提出すること。

なお、審査の結果については、以下の提出期限の日から9の入札期日までの間に文書で通知する。

（申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先）4の部局とする。

（提出期限）令和3年8月5日（木）17時00分

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒851-2195 長崎県西彼杵郡長与町まなび野1丁目1番1

（名称）長崎県立大学シーボルト校事務局総務企画課総務グループ

（電話）095-813-5500

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付期間及び場所

（期間）この公告の日から令和3年8月3日（火）17時00分までの間（大学の休日を除く。）

（場所）4の部局とする。

なお、郵送での送付を希望する場合は、郵送先を記載した返信用の封筒（角2サイズ）及び切手（140円）

を同封のうえ、4の部局まで送付すること。（上記期限内必着とする。）

（受領）入札参加希望者は、必ず入札説明書を受領すること。

7 同等品承認申請の提出期限及び場所

（提出期限）令和3年8月5日（木）17時00分

（場所）4の部局とする。

8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札・開札の場所及び期日等

（場所）長崎県立大学シーボルト校本部棟2階 特別会議室

（期日）令和3年8月19日（木）10時30分開始

入札当日が悪天候（大雨、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に4の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

徴収しない。

ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札価格の100分の5の金額を徴収する。

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 本法人を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県、長崎県公立大学法人、国公立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、9の入札当日に委任状を提出すること。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

(4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 納入予定物品が、要求仕様を満たすものと認められなかったとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県から指名停止措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通 (八二四)
二一一一
四一

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥
印刷